平成２６年（フ）第２８号
静岡県富士市富士岡2146番地　エルディム富士岡Ａ―203号、前住所静岡県富士市桑崎311番地の17
債務者　永森　幸吉
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第９号
兵庫県多可郡多可町中区鍛冶屋764番地１
債務者　木原　茂博
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第４２４号
和歌山市善明寺508番地の39
債務者　渡邊　永吉
法定代理人成年後見人　渡邊　隆行
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４４０号
和歌山市吉里80番地の２　市営住宅Ｂ９―796号
債務者　河内健太郎（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５号
和歌山市布引874―６　ハートランド和歌山316号室、住民票上の住所和歌山県海南市大野中40番地　前田マンション106号
債務者　土生　好希
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１３号
和歌山市榎原228番地の21
債務者　林　　健治
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２２号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅178番地
債務者　魚谷　一郎
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３０号
和歌山市延時119番地の３
債務者　池上　沙織
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４６号
和歌山県橋本市原田30番地の４　１号
債務者　伏谷加代子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６４号
和歌山市湊1823番地の１　湊コーポ307号
債務者　平見　　翼
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６３号
函館市昭和４丁目58番４号
債務者　三上眞祐美
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５５号
埼玉県深谷市原郷238番地３　ガーデンヒルズ西原Ｂ棟
債務者　島村　幸子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５２２４号
大阪市東淀川区大桐３丁目５番６―406号
債務者　三苫　勝喜
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６８７号
大阪市東住吉区今林４丁目３番１―806号
東部コーポ806号
債務者　松本　則和
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７９２号
大阪府豊中市走井３―１―８スカイハイム201、住民票上の住所兵庫県川西市出在家町８番４号
債務者　田中　一雄
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８０７号
大阪府門真市元町９番18号メゾンかなめ508号
債務者　小林　伸司
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８１７号
大阪市港区築港１丁目13番16―508号
債務者　成海　　勉
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８２９号
大阪府吹田市津雲台２丁目１番Ｃ２―208号
債務者　山口　静子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部